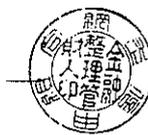


預金保険法第80条に基づく報告書（補遺）

平成14年6月27日

網走信用組合

金融整理管財人 荻原 怜



金融整理管財人 菅原 和



I はじめに

当組合は、平成13年11月9日、預金保険法（昭和46年法律第34号）第74条第5項に基づき「その財産をもって債務を完済することができない」状況にある旨金融庁長官に対し申出を行い、同日金融庁長官より同法第74条第1項第2号に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

預金保険法第80条に基づき、当組合がかかるとなる事態に立ち至った経緯等について調査し、平成14年4月23日に報告書を出しているところであります。

本報告書は、金融整理管財人が預金保険法第83条に基づき行った当組合の旧経営陣に対する刑事上、民事上の責任追及に関する措置について上記報告書の補遺として提出するものです。

II 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

1 はじめに

金融整理管財人は、旧経営陣すなわち理事若しくは監事又はこれらの者であった者に対する責任追及を行うことが重要な職務の1つとされていることから（預金保険法第83条）、就任後、金融整理管財人は、金融整理管財人補佐人2名及び職員の協力を得て法的責任追及の調査・検討を行ってきました。

平成14年1月には、弁護士3名、公認会計士1名からなる「経営責任解明委員会」を設置し、必要に応じて預金保険機構、株式会社整理回収機構との協議、情報交換を致しながら法的責任追及のための慎重な調査・検討を行ってまいりました。

2 刑事責任追及について

金融整理管財人は、預金保険機構特別業務部の協力を得て「経営責任解明委員会」において当組合における旧経営陣の責任の有無について明らかにすべく、また多額の不良債権を発生させた問題のある融資案件の調査及び決算

処理の内容調査について役職員への事情聴取を行う等、可能な限り調査し、
解明に協力しているところであります。その結果、多額の融資を行っていた
業況不良先に対し、法定限度を超過し、かつ著しい保全不足の状況下におい
て、1億円以上の追加融資を行った案件があり、背信性が強い融資と認識さ
れますが、背任罪の成否については、今後更に検討する必要があります。

3 民事責任追及について

(1) 旧経営陣に対する民事責任追及のための調査方針

① 当組合の経営破綻の直接的原因は、莫大な不良債権の発生にあって、こ
れに尽きると言っても過言ではありません。そしてその背景を明らかにす
ることにより、これら個別融資案件に関し、旧経営陣がどのように対処し
てきたのか、また融資案件について問題点はなかったのかについて調査を
行いました。

② 併せて、経理、余資運用についてもその適否について調査を行いました。

(2) 本日までの調査結果

① 融資案件について

イ 当組合の経営破綻の原因が多額の不良債権の発生にあることは、すで
に指摘したとおりであります。そこで融資案件について、大口の融資先
を含め調査の必要ありと認める債務者約50先に対する融資について、
融資資料及び役員、職員からの事情聴取等により調査を行い、その決裁
を行った役員らに責任を追及すべきであるか否かについて検討を行いま
した。

ロ その結果、本日に至るまでの調査では、調査した貸出先のうち複数に
対する融資について、資金使途、保全措置、回収可能性等に関して審査
不十分な融資と認められる案件があり、決裁をした旧経営陣らに善管注
意義務違反による損害賠償責任を問うる可能性があります。特に大口
融資先の中でも特定グループに対する貸出の集中が特徴的であり、その
うちの中核の企業に対する融資は、著しい保全不足の状況の中で行われ
たことに加え、更には同企業の破綻を回避すべく、当組合から、グルー

プ企業あるいはこのグループと関連のある企業に対する融資金がこれらの企業を介してこの中核企業に反覆継続して提供されてきたことが大きな問題点として指摘できるところであります。そして北海道の平成6年1月25日実施の金融検査の結果においても、この点に関連して、当組合の旧経営陣の不適切な融資姿勢を厳しく指摘し、その改善を迫るものであります。しかしながら、その後においてもこの資金提供が続けられ、結局中核の企業に流れた融資金額は合計約8億円にのぼり、これらを含めた、中核の企業に対する融資総額は平成14年1月の時点で、約18億円にのぼっております。

したがって、このような特定グループに対する貸出集中の状況を更に調査し、その内容を精査したうえで民事訴訟提起の可否を決する必要があります。

② 経理、余資運用について

現時点では、特に問題となる案件はありませんでした。

4 今後の対応

今後、株式会社整理回収機構において引続き責任追及が行い得るよう、従前の調査資料を同社に引き継いだ上、旧経営陣に対する損害賠償請求権を同社に譲渡致します。

以上